

久喜市告示第 3 3 0 号

久喜市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり公布する。

令和 8 年 9 月 2 日

久喜市長 貴 志 信 智

別紙のとおり

久喜市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する
告示

久喜市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱（平成２７年久喜市告示第２８６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「月額２，７００円」を「子ども・子育て支援交付金の交付について（令和５年９月７日付けこ成事第４８１号こども家庭庁長官通知）別紙の子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の表実費徴収に係る補足給付を行う事業の項３基準額の欄に掲げる教材費・行事費等（給食費以外）の基準額」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の第４条中の規定は、令和８年４月１日から適用する。